独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のお知らせ

保護者の方へ

総計市教育委員会

小学校の管理下で"けが"をしたら・・

医療費は災害共済をご利用ください!



※小児医療費受給資格者証は利用できません!!

※病院へ行くときは、学校の養護の先生に連絡してください。

総社市教育委員会では、総社市内の小学校に通う児童の不慮の事故や災害に備えて、 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入しています。

1. 給付される場合

学校の管理下の事由によるケガ、給食等による食中毒、その他の疾病(熱中症、お ぼれた、ガス中毒、皮膚炎) などです。

- ※学校の管理下とは・・・
 - ①授業中・・・→学級活動,運動会,遠足,修学旅行等
 - ②学校の教育計画に基づく課外指導中・・・→部活動, 夏休み中の水泳教室等
 - ③休憩時間, 承認されて学校にいる時・・・→始業前, 業間休み, 昼休み, 放課後等
 - ④通常経路及び方法による通学中・・・→登校中・下校中

2. 利用の仕方

- (1) 受診時に窓口で健康保険証だけを提示し、医療費(総医療費の3割)をいっ たん支払う。
- (2) 学校から専用の用紙を受け取り、病院や薬局で証明をもらい、学校へ提出。
- (3) 認定されると、後日、学校を通じて、保護者あてに災害給付金(医療費と1) 割相当の見舞金)の返金がある。
- (4)認定されなかった場合は、小児医療費給付制度償還払いにて手続きできます。 こども課の窓口に申請書がありますのでお尋ねください。

(認定されない例) 小学生で治療費の窓口負担額が 1.500 円未満である場合

※詳しいことは、学校の養護の先生等にご相談ください。

「早ね・早おき・朝ごはん」体操で元気に

学校生活を送ろうね!